

平成 26 年 11 月 14 日

「放課後等デイサービスガイドライン」構成案に対する意見書

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 桶 文 也

【総 則】

(1) ガイドラインの趣旨：

本事業は、「学童期・思春期の障害児支援」の位置づけを明記し、「子どもの最善の利益の保障」、「子どもの意見表明権」等の必要性も明記することが重要。

(2) 放課後等デイサービスの基本的役割

①障害児の特性や年齢別（小学生、中学生、高校生等の成長発達段階）の特性や考慮点等を明記して頂きたい。

②支援内容による考慮すべきことを明記して頂きたい。そこには、個別性と集団性の利点と配慮すべきことなども明記することが必要。

③「後方支援」：本事業を放課後児童クラブ等の一般施策を補完する「後方支援」に位置づけることによる弊害や誤解が生じる恐れが懸念されるので、表現の仕方を再考して頂きたい。

：放課後等デイサービス開始以前は、保護者の強い要望もあり自主事業として放課後学童支援を実施した経緯があるが、その対象のほとんどは「学童クラブ」から受け入れられなかった児童。こうした経緯を踏まえ、ともすると「後方」という区別的な感が否めない文言の整理もしくは削除をして頂きたい。

(3) 放課後等デイサービスの提供にあたっての基本的姿勢と基本活動

安定した生活基盤：

- ・基本姿勢及び基本活動は、示されている内容を基本に各事業所が個別具体的活動をしていくことで良いと思われるが、その前提条件として安定した生活の基盤（家族関係・愛着関係等）が必要。
- ・小学校低学年など障害の受容・認知が十分でない時期の保護者・家族支援の充実が基本条件ではないか。
- ・事業環境が、学童期／青年期の子ども達に適しているかどうかの、客観的基準が、必要ではないか。⇒ 快適な居場所作りを心がける。
- ・思春期の課題（自己理解／自己肯定感／自己確立など）に向けた支援である。

②基本活動：〔追加項目〕

- ㊦ 本人の就労支援
- ㊧ 保護者の就労支援
- ㊨ 保護者・家族のレスパイト（一時的休息）支援

【設置者・管理者向けガイドライン】

（１）子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

①環境・体制整備〔追加項目〕

- ㊦ 生活スペースの基準が必要ではないか。→ 一人の基準面積など
- ㊧ 子どもが体調の悪いとき等に休息できる静養スペースを確保する。
- ㊨ 衛生及び安全が確保されていること
- ㊩ 屋外活動時の安全配慮がなされていること。
- ㊪ 放課後児童クラブと同様の指導員資格とすること

②PDCA サイクルによる適切な事業所の管理〔追加項目〕

- ㊦ 自己評価と第三者評価の導入

③従事者及び自らのスキルアップ〔追加項目〕

- ㊦ クラス経営における月案、週案、日案などの指導案作成スキルの向上計画の立案
- ㊧ 個別支援における指導案作成スキルの向上計画の立案

④関係機関や保護者との連携

- ・相談支援の在り方で、子どもの発達支援の視点が弱く、保護者の要望を受けドクターショッピングにつながるような対応と思われることが散見される。子どものベースを確保し、幅広い体験がむしろ子どもの混乱に拍車をかけることの無いような支援が必要。障害者支援のコーディネーターとは大きな違いがあると思う。
- ・学校との連携こそ、教育サイドからもガイドラインが必要。
学校ごと、教員ごとで違いを感じることが多い。
- ・機関連携の核を保護者とともに中心的に担うところが必要。

（３）緊急時の対応と法令遵守等（*従事者向けガイドラインとも共通事項）

〔追加項目〕

②非常災害・防犯対応

避難訓練の実施

④衛生管理

健康診断の実施

⑤安全確保

送迎時における安全対策

【従事者向けガイドライン】

(1) 子どもニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

①放課後等デイサービス計画に基づく PDCA サイクル等による適切な支援の提供
〔追加項目〕

・従事者及び自らのスキルアップ

月案、週案、日案などの指導案作成スキルの向上

③関係機関や保護者との連携

・児童期の在宅支援のポイントになる相談支援専門員に対して発達支援の視点と家族支援の視点を踏まえて相談支援の充実を望む。

・会議もさることながら、支援の実際や子供のモニタリングにも足を踏み入れないことが圧倒的に多い現状で、支援計画の適正さを本当に把握できるのか疑問が残る。

【その他】

「家族支援」

・保護者の意向に沿うだけの相談支援には、非常な危うさを感じる。係わる人たちが、子どもを理解し合える関係が必要である。

・思春期の子ども達は、二次障害、触法問題、家庭内暴力、不登校等、発達過程における困り感が多数表出する。子どもの困り感と共に育てる親や一緒に暮らす家族もどのように対応していいかわからなくなる中、相談、カウンセリングなどを通して、子どもへの関わり方等のスキルや関係機関との連携が必要となる。

・「保護者の利用心得」のようなものが必要である。

①理念：家庭や子育てに夢を

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを明記する

【課題】

1. 学籍のない子どもへ支援。
2. 高等部に在籍する 20 歳以上の利用希望者への支援。
3. 支援員の資格要件
4. 日中一時支援との関係性
5. 指定基準さえクリアであれば、認可されることの危惧がある。
 - ・事業の継続性と指導監査の実施